

○国土交通省告示第五百五十号

宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和四年法律第五十五号）の施行に伴い、並びに建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第三条の五第三項第二号及び第四条の七第三項第二号の規定に基づき、煙突、鉄筋コンクリート造の柱等、広告塔又は高架水槽及び擁壁並びに乗用エレベーター又はエスカレーター等の構造計算の基準を改める件及び確認審査等に関する指針に従って確認審査等を行ったことを証する書類の様式を定める件の一部を改正する告示を次のように定める。

令和五年五月二十六日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

煙突、鉄筋コンクリート造の柱等、広告塔又は高架水槽及び擁壁並びに乗用エレベーター又はエスカレーター等の構造計算の基準を改める件及び確認審査等に関する指針に従って確認審査等を行ったことを証する書類の様式を定める件の一部を改正する告示

（煙突、鉄筋コンクリート造の柱等、広告塔又は高架水槽及び擁壁並びに乗用エレベーター又はエスカレーター等の構造計算の基準を改める件の一部改正）

第一条 煙突、鉄筋コンクリート造の柱等、広告塔又は高架水槽及び擁壁並びに乗用エレベーター又はエスカレーター等の構造計算の基準を改める件（平成十二年建設省告示第千四百四十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。以下この条において同じ。）の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p>煙突、鉄筋コンクリート造の柱等、広告塔又は高架水槽等及び擁壁並びに乗用エレベーター又はエスカレーターの構造計算の基準を定める件</p> <p>第三 令第三百三十八条第一項に規定する工作物のうち同項第五号に掲げる擁壁の構造計算の基準は、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和三十七年政令第十六号）第九条に定めるとおりとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合又は実験その他の特別な研究による場合にあつては、この限りでない。</p> <p>一 宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第八条第一項第一号イ又はロのいずれかに該当する崖面に設ける擁壁（削る）</p> <p>二 宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第十条に定める練積み造の擁壁の構造方法に適合する擁壁</p> <p>三 宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第十七条の規定に基づき、同令第八条第一項第二号及び第九条から第十二条までの規定による擁壁と同等以上の効力があると国土交通大臣が認める擁壁</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p>煙突、鉄筋コンクリート造の柱等、広告塔又は高架水槽及び擁壁並びに乗用エレベーター又はエスカレーターの構造計算の基準を改める件</p> <p>第三 令第三百三十八条第一項に規定する工作物のうち同項第五号に掲げる擁壁の構造計算の基準は、宅地造成等規制法施行令（昭和三十七年政令第十六号）第七条に定めるとおりとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合又は実験その他の特別な研究による場合にあつては、この限りでない。</p> <p>一 宅地造成等規制法施行令第六条第一項各号のいずれかに該当するがけ面に設ける擁壁</p> <p>二 土質試験等に基づき地盤の安定計算をした結果がけの安全を保つために擁壁の設置が必要でないことが確かめられたがけ面に設ける擁壁</p> <p>三 宅地造成等規制法施行令第八条に定める練積み造の擁壁の構造方法に適合する擁壁</p> <p>四 宅地造成等規制法施行令第十四条の規定に基づき、同令第六条第一項第二号及び第七条から第十条までの規定による擁壁と同等以上の効力があると国土交通大臣が認める擁壁</p>

（確認審査等に関する指針に従って確認審査等を行ったことを証する書類の様式を定める件の一部
改正）

第二条 確認審査等に関する指針に従って確認審査等を行ったことを証する書類の様式を定める件（
平成十九年国土交通省告示第八百八十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正
後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

第一号様式（第一第一号関係）

		(イ)	(ロ)	(ハ)
条項	見出し			
(略)				
港湾法（昭和25年法律第218号） <u>第40条第1項</u> （ <u>同法第50条の5第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。</u> ）				<input type="checkbox"/>
(略)				
駐車場法（昭和32年法律第106号） <u>第20条</u> （ <u>都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第19条の14、第62条の12及び第107条並びに都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第20条の規定により読み替えて適用する場合を含む。</u> ）				<input type="checkbox"/>

改正前

第一号様式（第一第一号関係）

		(イ)	(ロ)	(ハ)
条項	見出し			
(略)				
港湾法（昭和25年法律第218号） <u>第40条第1項</u>				<input type="checkbox"/>
(略)				
駐車場法（昭和32年法律第106号） <u>第20条</u>				<input type="checkbox"/>

(略)			
宅地造成及び特定盛土等 規制法 (昭和36年法律第 191号) 第12条第1項			□
宅地造成及び特定盛土等 規制法第16条第1項			
宅地造成及び特定盛土等 規制法第30条第1項			
宅地造成及び特定盛土等 規制法第35条第1項			
(略)			
(略)			
都市計画法第42条			□
(略)			
都市計画法第53条第1項 (都市再生特別措置法第 36条の4の規定により詔 み替えて適用する場合を			

(略)			
宅地造成等規制法 (昭和 36年法律第191号) 第8 条第1項			□
宅地造成等規制法第12条 第1項			
(略)			
(略)			
都市計画法第42条 (同法 第53条第2項において準 用する場合を含む。)			□
(略)			
都市計画法第53条第1項			

含む。)

(略)			
特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第10条			<input type="checkbox"/>
(略)			

(略)

第二号様式（第一二号関係）

(イ)		(ロ)	(ハ)
条項	見出し		
(略)			
特定都市河川浸水被害対策法第10条			<input type="checkbox"/>
(略)			

(略)

第四号様式（第二一号関係）

(イ)			(ハ)
-----	--	--	-----

(略)

(略)			
特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第8条			<input type="checkbox"/>
(略)			

(略)

第二号様式（第一二号関係）

(イ)		(ロ)	(ハ)
条項	見出し		
(略)			
特定都市河川浸水被害対策法第8条			<input type="checkbox"/>
(略)			

(略)

第四号様式（第二一号関係）

(イ)			(ハ)
-----	--	--	-----

条項	見出し	(否)	目視 検査	動作 確認
(略)				
港湾法第40条第1項 (同法第50条の5第 2項の規定により読 み替えて適用する場 合を含む。)			<input type="checkbox"/>	
(略)				
駐車場法第20条(都 市再生特別措置法第 19条の14、第62条の 12及び第107条並び に都市の低炭素化の 促進に関する法律第 20条の規定により読 み替えて適用する場 合を含む。)			<input type="checkbox"/>	
(略)				
宅地造成及び特定盛 土等規制法第12条第 1項				
宅地造成及び特定盛				

条項	見出し	(否)	目視 検査	動作 確認
(略)				
港湾法第40条第1項			<input type="checkbox"/>	
(略)				
駐車場法第20条			<input type="checkbox"/>	
(略)				
宅地造成等規制法第 8条第1項			<input type="checkbox"/>	
宅地造成等規制法第				

士等規制法第16条第1項					<input type="checkbox"/>	
宅地造成及び特定盛土等規制法第30条第1項					<input type="checkbox"/>	
宅地造成及び特定盛土等規制法第35条第1項					<input type="checkbox"/>	
(略)						
(略)						
都市計画法第42条						
(略)						
(略)						
都市計画法第53条第1項 (都市再生特別措置法第36条の4の規定により読み替えて適用する場合を含む。)					<input type="checkbox"/>	
(略)						

12条第1項						
(略)						
(略)						
都市計画法第42条 (同法第53条第2項において準用する場合を含む。)						
(略)					<input type="checkbox"/>	
都市計画法第53条第1項						
(略)						

特定都市河川浸水被害対策法第10条		<input type="checkbox"/>	
(略)			

(略)

第五号様式 (第二二号関係)

条項	(い)	(ろ)	(ハ)	
	見出し		目視検査	動作確認
(略)				
特定都市河川浸水被害対策法第10条			<input type="checkbox"/>	
(略)				

特定都市河川浸水被害対策法第8条		<input type="checkbox"/>	
(略)			

(略)

第五号様式 (第二二号関係)

条項	(い)	(ろ)	(ハ)	
	見出し		目視検査	動作確認
(略)				
特定都市河川浸水被害対策法第8条			<input type="checkbox"/>	
(略)				

附 則

この告示は、宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行の日（令和五年五月二十六日）から施行する。